**.**

令和4年１０月３日

第４回人権擁護施策推進審議会　資料②

**人権行政推進本部会議（第３回：R4.8.2）と人権擁護施策推進審議会（第３回：R4.9.1）における主な意見と反映状況**

【第１章　基本方針の策定にあたって】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 意見概要 | 反映内容（概要） | 意見 |
| ジェンダーの注釈をについて「男らしさ女らしさ」をキーワードに、もう少し分かりやすく表記すべきではないか | P3 | 「男らしさや女らしさ」などの解説を追記 | ③審議会 |
| 法令が正式名称と略称が混雑しているので統一した表記にすべきではないか法令について記載すべきものが他にもあるのではないか | P5・6 | 正式名称（略称）と表記を統一。また、大阪府人権白書及び全庁照会を参考に法令を追記 | ③審議会 |
| こども基本法について記載すべきではないか | P7 | 子どもの権利に関する初めての基本法である「こども基本法」について記載 | ③推進本部 |
| 「差別撤廃・人権擁護都市」宣言を記載するべきではないか | P7・8 | 「差別撤廃・人権擁護都市」宣言について、本市の大きな取組の一つとして記載するとともに、表に追記 | ③推進本部 |
| 同和行政基本方針を記載すべきではないか | P8 | 表中に「同和行政基本方針」を追記 | 庁内照会 |
| オンラインでの活動機会が増えた昨今において、「大東市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例」は重要ではないか | P8 | 表中に「大東市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例」を追記 | ③推進本部 |
| 「人権尊重のまちづくり条例」と「SDGｓ」は人権行政において重要な柱であるため、体系図の中で位置づけるべきではないか | P10 | 本市の人権行政の大きな方向性を示すものとして、「人権尊重のまちづくり条例」について本文中に記載するとともに、P10の体系図に追記 | ③推進本部 |

【第２章　基本的な考え方】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 意見概要 | 反映内容（概要） | 意見 |
| タイトルに「市民との協働」を謳うのであれば、公民連携事業だけでなく「市民協働」も記載するべきではないか | P13 | 「市民会議」や「市民協働」について記載 | ③推進本部 |
| 「行政と市民」に加えて「関係機関」との連携が必要ではないか | P13 | 関係機関との協力・連携について記載 | 事務局 |
| 職員の意識向上が必要なのではないか | P13 | 職員自身の意識向上について記載 | ③推進本部 |
| P11のサブタイトル「一人ひとりの~」とP14の体系図の文言を揃えるべきではないか | P14 | ~一人ひとりの~というP11の文言にあわせて修正 | ③推進本部 |

【第３章　人権問題の現状と取組の概要】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 意見概要 | 反映内容（概要） | 意見 |
| これまでの人権教育・啓発の在り方は差別問題を例に挙げて人権の大切さを語ることが多く、人権問題＝差別問題と考え、人権は自分とは関係のない問題と思う市民を多くさせたことについて触れるべきではないか | P15 | これまでの人権教育・啓発の在り方を振り返り、人権問題はすべての人にとって「自分ごと」であり、人権問題の当事者であることを記載。また、女性に関連する問題は、女性のみが引き起こしている問題ではなく、男女の関係性から生じる問題であることから、男性も当事者であり、すべての人に関わる問題であることを記載 | ③審議会 |
| 女性の人権について、DV被害者やシングルマザーなどの当事者のみの問題ではないことや、リプロダクティブ・ヘルツ／ライツについても記載すべきではないか | P17 | 女性の「リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ」について追記し、すべての人が女性差別の当事者となる可能性があることを追記 | ③審議会 |
| 不登校児童・生徒については、隠れ不登校の子どもたちの存在にも触れるべきではないか | P17 | 隠れ不登校の存在についても触れ、その上で、一人ひとりの違いや個性を認め合える多様な学びの機会の提供を進めること記載 | 事務局 |
| 隠れ不登校について、分かりやすく説明すべきではないか | P17 | 学校を休みがちであったり、なんとなく馴染めない子どもなど、さまざまな隠れ不登校の実態があることを記載 | ③推進本部 |
| インターネット上での仲間外れ・誹謗中傷などの危険性だけでなく、子どもたちがなりたい職業の上位にユーチューバーが挙げられるなど子どもたちがインターネッ上で夢を描いていることを触れるべきではないか | P17 | インターネットの肯定的な側面を追記し、一方でインターネットを取り巻く環境の危険性について記載 | ③審議会 |
| 子どもたちを取り巻く環境に対する取組は学校だけでなく家庭や地域が連携して行っていく必要があるのではないか | P18 | 学校、家庭、地域社会が相互に連携した教育を実現するために、本市が行っている」不登校児童・生徒のための「ボイス」の活動や、保護者が安心して子育て・教育を行うための支援を行う家庭教育支援事業について追記 | ③審議会 |
| 「差別や偏見が起こっています」という表記はおかしいのではないか | P20 | 「差別や偏見がみられます」に変更 | ③審議会 |
| 市民意識調査における、自分の家族や親せきが、障害のある人と結婚することについて、どちらとも言えないとする人の割合が高い結果が出ていること、「出生前診断で障害があることがわかったとき、産まないという選択をするのはやむを得ない」という意見に対する回答を正確に伝えるべきではないか | P20～21 | 自分の家族や親せきには、障害がある人と結婚してほしくないかの質問に対して、「どちらとも言えない」と判断を保留する人が多いことや、障害者の方が障害のある子どもを産まない選択を肯定していること、障害者をそのような考えにさせる社会に問題があることを記載 | ③審議会事務局 |
| 国連の「障害者権利条約」における障害者の考え方について、ニュアンスを正確に伝えるべきではないか | P21 | 障害者を、保護や福祉の対象「から」権利の主体へと転換するというニュアンスに変更 | 庁内照会 |
| 障害者差別解消法で求められている「合理的配慮」についてもう少し丁寧に記載すべきではないか | P21 | 障害の有無に関らず、一人ひとりの特性や場面に応じてバリアを取り除くための「合理的配慮」について理解を深め、実践することを記載 | ③推進本部庁内照会 |
| 被差別部落に対する忌避意識について、もう少し文章を整理すべきではないか | P21 | 被差別部落出身者との結婚差別、同和地区での暮らすことを避けることを記載 | ③審議会 |
| 同和問題について、いまだ残された課題があることに触れ、それに対して本市が向き合う姿勢を示すべきではないか | P22 | 特別措置法失効後も大東市同和行政基本方針に基づき課題解決に取り組んできたことを記載 | ③推進本部庁内照会 |
| 同和問題について、インターネット上で偏った情報が出回っていることについての対応・危険性について記載すべきではないか | P22 | 正しい情報を正確に伝えることの必要性、啓発の重要性について記載 | ③審議会事務局 |
| 部落差別（同和問題）という表記は法務省も使っているが、すべて同一表記とするとわかりにくいのではないか | P21~22 | 市民意識調査で用いた表記へ変更 | ③審議会 |
| 親の事情により日本で暮らす外国人が増えていることをわかりやすく記載すべきではないか | P23 | 「親の就労等により家族とともに日本で暮らす」という表記に変更 | ③審議会 |
| 在日外国人の要望についても対応していく姿勢が必要ではないか | P23 | 在日外国人からの要望などの把握に努めていることを記載 | ③審議会 |
| 「その他の人権」の項目にハンセン病についての記載があるが、ハンセン病も感染症のうちの一つではないか | P24 | 感染症の項目内にハンセン病の内容を統合 | ③審議会 |
| HIV感染症の誤った知識を具体的に記載すべきではないか | P24 | HIV感染は日常生活で感染することはほぼないことを追記 | ③審議会 |
| インターネット上の情報の信頼性について、情報をうのみにしているのは世代で違いがあるように読み取れるが事実か | P26 | 市民意識調査での調査結果をもとに、世代間での違いではなく全体的に情報をうのみにする人が少なくない現状であることを記載 | ③審議会 |
| 性的マイノリティや多様な性について、具体的に記載すべきではないか | P27 | 「LGBTQ」「SOGI」を本文・注釈に追記 | 事務局 |
| 犯罪被害者については、精神的苦痛以外にも問題があることを記載すべきではないか | P28 | 精神的苦痛に加え経済的問題を追記 | ③推進本部庁内照会 |
| 災害時の人権配慮も重要ではないか | P29~30 | ・「東日本大震災に起因する人権問題」という表記を「震災・水害等の災害に起因する人権問題」に変更し、避難時の人権配慮の必要性について追記・本市では人権に配慮しながら避難所の確保や環境整備、情報伝達に取り組んでいることを記載・今後の方向性の中ですべての人の安全・安心が確保されるように取り組んでいくことを記載 | 事務局 |
| 犯罪被害者に対する今後の取組についても記載すべきでないか | P30 | 犯罪被害者問題の支援の検討について記載 | ③推進本部庁内照会 |

【第４章　人権行政の推進】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 意見概要 | 反映内容 | 意見 |
| 「人権侵害事象を容認する人が存在する」という表現が分かりにくい | P31 | 「人権侵害や差別を個人の問題だと認識する人が存在する」に修正 | ③審議会 |
| 幼少期から安全なインターネットの活用を学ぶことは重要ではないか | P33 | インターネットが身近なものになったことによるトラブルなどを警鐘し、幼少期から安全なインターネットの活用方法を学ぶことで未然にトラブルを防ぐことに繋がることを記載 | ③審議会事務局 |
| 庁内推進体制の中で、職員であれば誰もが人権啓発を担う一員であり、職員の意識向上に向けた研修について記載すべきではないか | P34 | 市民の権利等に深くかかわる市職員の人権意識を向上させるための人権研修の充実について記載 | ③推進本部③審議会 |
| 市民との連携・協働の中に「市民会議」も入れるべきではないか。また、公民連携事業も入れてはどうか | P34~35 | 市民会議等も活用した市民との連携・協働について記載するとともに、公民連携事業の推進を記載 | 庁内照会 |

【全般】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 意見概要 | 反映内容 | 意見 |
| カタカナ表記は減らす方がよいのではないか |  | 日本語で言い換えてそのニュアンスが一般的に通じるものは、できるだけ日本語での表記に変更 | ③審議会 |
| 難解な用語は本文中でも説明をした方が分かりやすい |  | 解説用語を複数回使用する際などには、文中にも説明文をできるだけ簡易に盛り込む | ③推進本部 |
| SDGｓのアイコンの文字が見づらい | 第３章 | 説明付きアイコン一覧の追記 | ③推進本部 |
| 第4章の各項目と、第2章の（2）人権教育・啓発の推進、（3）相談・救済体制の充実（４）人権尊重に基づく行政と市民・関係機関等との協働・連携による地方自治　に重複感があるので整理が必要ではないか |  | 第2章は理念、第４章は具体的な内容という棲み分けで整理（文章の内容は変更せず） | ③推進本部 |

【資料編】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 意見概要 | 反映内容 | 意見 |
| 関係団体へのヒアリング調査の概要のまとめ方をもう少し分かりやすくした方がよいのではないか |  | ヒアリング結果を再度精査し、表記を整理 | ③審議会 |